

留学中に修得した単位の認定について

在学中に、所定の手続きにより「留学」が認められた場合、その留学中の科目履修により修得した単位を本学部単位として48単位を上限として「認定」を受けることができます。詳細は、認定委員会の判断により異なりますが、概略をご案内します。なお、この文書の認定基準については、今後の認定委員会の審議により変更される可能性があります。

・単位認定について

1. 規程

留学中に修得した単位の認定については、本学規程により次のように定められています。

在学中に海外留学をする者の取り扱いに関する規程（抜粋）

（規程の制定）

第1条 学部および大学院の学生が海外に留学する場合の取り扱いは、別に定める場合を除きこの規程の定めるところによる。

2 前項の規定は、国内の他の大学との交流協定に基づき、学生が当該大学において教育を受ける場合に準用する。

【留学の範囲：海外留学（私費留学、交換留学）、国内留学（同志社大学学部交流学生）】

（留学中に修得した単位の認定）

第6条 留学期間中に留学先の大学等において修得した単位のうち、学部運営委員会等が適当と認めたものに限り、本大学の卒業または修了に必要な単位として認定することができる。

2 前項の規定により認定することのできる単位数は、次のとおりとする。

- 一 学部においては、60単位を超えない範囲
- 二 大学院においては、10単位を超えない範囲

2. 政治経済学部における単位認定の条件

認定単位数（4年間）

政経学部設置科目以外の卒業必要算入単位数が、留学での認定単位数を含めて4年間で48単位を超えないこと。

48単位の上限には、留学だけでなく協定他大学（例：日本女子大学の科目を自由選択科目として計上した場合）や、他箇所（MNC やオープン教育センター設置科目を自由選択科目として計上した場合）の卒業必要単位数としての履修単位も含まれます。すでに他箇所科目を卒業必要単位数として算入している場合は、その単位数分、認定上限単位数が減じられることとなります。

認定科目部門（科目区分）

留学終了後、復学時に行われる学部面接において、政治経済学部のカリキュラムと照合し、相当する科目部門（教養科目（08年度以前入学者のみ）・外国語科目・政治学科目・経済学科目・国際政治経済学科目・自由選択科目）を決定します。

3. 単位・成績の判定

単位認定を受けようとする科目の単位数と成績は、認定委員会の判断に基づき本学部の単位数・成績に換算します。留学先機関の発行する公式な英文成績証明書が必要となります。

海外の大学附属の語学研修機関等に在籍する留学についても単位認定を行います。

海外の大学に在籍する留学で、その付属の語学学校の科目を申請する場合、大学としての成績が証明されなければ、認定は行えません。

単位

認定委員会の判断により異なりますが、**90分×24（週）＝2160分を4単位**（語学およびスポーツ等の実技科目の場合は2単位）として認定することを基準とします。これに満たない場合、時間数に応じて1・2・3単位科目も可能です。複数の科目（各論・総論）を合わせて1科目として認定することも可能となります。

成績

政治経済学部での成績評価に照らして、『A+・A・B・C』の4段階評価に換算します（成績証明書記載は05年度以前入学者は優・良・可、06年度以降入学者はA+・A・B・C）。

成績は、認定委員会の判断により異なります。

4. 単位認定と卒業

卒業に必要な単位として認定を行いますので、卒業単位として算入できる範囲内で認定を行います（発展科目としての認定は行いません）。

単位認定にあたっては、(1)本学部での既得単位数、(2)復学後、卒業までに修得を予定している単位数と、卒業の時期を考慮して認定を希望する科目を決定してください。

単位認定料（06年度以降入学の私費留学生のみ適用）

私費留学生が留学中の単位を認定され、かつ、留学期間を在学年数に算入する場合は、卒業に必要な単位として算入する単位数に応じた単位認定料を納入する必要があります。1 単位当たりの認定料は、当該年度科目等履修生の 1 単位当たりの聴講料と同額（2010 年度は 29,900 円）となります。

なお、単位認定料の合計額が当該年度所定の授業料、および施設費の合計額を超える場合は、授業料および施設費の合計額をもって限度とします。

卒業要件

本学部に所定年限在学し（通常 4 年間、学士入学者 2 年間）、所定の学費等を納め、所定の単位数を修得した者を卒業とし、政治学科生「学士（政治学）」、経済学科生「学士（経済学）」、国際政治経済学科生「学士（国際政治経済学）」の学位を与える。

<05 年度以前入学者>

交換・私費留学の場合、留学期間は、原則として、卒業要件「在学年数」には算入されませんが、単位認定により卒業所定単位を満した場合は、1 年間まで「在学年数」として算入して、留学期間も含め 4～4.5 年間で卒業することができます。なお、交換留学の場合は留学中に免除されていた学費を納入する必要はありません。私費留学生の場合は免除されていた学費を納める必要があります。

TSA・ISA・ダブルディグリープログラムは学籍の異動がなく在学のままの留学であり、在学年数はそのまま算入されます。

<06 年度以降入学者>

交換・私費留学の場合、留学期間は、原則として、卒業要件「在学年数」には算入されませんが、単位認定された場合、1 年間まで「在学年数」として算入し、留学期間も含め 4～4.5 年間で卒業することができます。この場合、私費留学生は、上記の「単位認定料」を納入する必要があります（交換留学生は不要）。

TSA・ISA・ダブルディグリープログラムは学籍の異動がなく在学のままの留学であり、在学年数はそのまま算入されます。

．単位認定手続

1. 申請

単位認定の申請には、次の書類が必要となります。

- (1) 留学による修得単位認定願（2009 年度は Waseda-net portal 申請フォームにて受付）
- (2) 単位認定希望科目詳細（2009 年度は Waseda-net portal 申請フォームにて受付）
- (3) 成績通知書（申請者に事務所窓口にて配布）コピー可
- (4) 英文成績証明書（留学先機関の発行するもの）コピー不可
在学期間、取得科目、単位、成績の明記されたもの、もしくはそれに相当するもの
認定委員会の成績認定のため、英文成績証明書を取得してください。
- (5) 留学先の成績評価基準を明示したもの（評価表示の相対的基準表などがあれば提出ください）
- (6) 使用教科書、その他（シラバス、ノート、試験問題、答案等のペーパー類）

申請書類については、今後変更の可能性もあります。復学時の手続き案内を確認してください。

2. 認定の承認

所定の手続期間中に申請のあった単位認定申請は、認定委員会の議を経て承認され、本人に通知されます。

3. 成績証明書の記載

認定された科目は、本学発行の成績証明書に留学先機関の名称と共に正式名称のまま記載されます。海外諸国の教育機関の場合、科目名、留学先機関名は正式名称のまま（記載不能の場合は英文）で表記されます。

例)

【政治学科目】 (専門科目(コア科目)) *International Relations (OU)	4	A
--	---	---

特記事項	
留学	2007/4/1 ~ 2008/3/31 Oxford University